

2 警察及び当社に届出のない事故、その他借受人又は運転者がこの約款に違反したときは、前項に定める保険金又は補償金は支払われません。

れません。

超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

6 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料

金に含みます。

第9条 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せず、貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返却を求め、返却しない限り、当社の所有するレンタカーを没収し、返却したレンタカーの修理費用、損害賠償金、弁護士費用等を借受人又は運転者に請求する権利を有するものとす。

この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

2条 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還まで

2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料＝（貸渡契約期間に対応する基本料金）

3 前項及び第1項の定めにかかわらず、以下の(1)(2)の場合は解約手数料なしで使用中の解約をするものとみなす。但し、貸渡料と返還までの期間に対応する貸渡料金と前引金等の差額を返還しなければならない。

(1) 営業時間外返却サービスを利用する場合

3条 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及び

(3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。

(4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめ

第4条 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日

日、運転免許証番号等を含む個人情報、レンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合

(3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第10章 雜 則

目 殺)

5条 当社は、この約款に基づく供受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、供受人又は運転者の当

社に対する金銭債務といつても相殺することができるものとします。
(延滞損害金)

14. 6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

9. 当社は、別に細則を定めたとすは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレットに添付し、各顧客に配布するものとします。

ト、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。
(合意管轄裁判所)

店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

内訳は、令和 8 年 1 月 1 日から施行します。